

2022 年 6 月 27 日

2021 年度における適正手続の遵守状況の総括

企業会計基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 30 条に基づき、2021 年度（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。

（適正手続監督委員会への委員会の報告）

第 29 条 委員会は、重要と認められる企業会計基準等の公表又は改正及び修正国際基準の改正の都度、又は適用後レビューの計画又は実施の都度、適正手続監督委員会に対して、別紙を参考に本規則の遵守の状況を書面にて報告する。

第 30 条 委員会は、原則として年 1 回、適正手続監督委員会に対して、対象年度における適正手続の遵守状況の総括を報告する。

II. 本年度における適正手続の遵守状況

2. 本年度における適正手続の遵守状況については、第 3 項から第 9 項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

審議テーマの決定

3. 本年度においては基準諮問会議からの提言及び当該提言に基づく ASBJ による審議により選定された新規のテーマ（適正手続規則第 22 条第 1 項）はなかった。

論点整理の公表

4. 本年度に公表された論点整理は、以下のとおりである。

- (1) 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(2022 年 3 月 15 日公表、2022 年 6 月 8 日コメント期限)

公開草案の公表

5. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 実務対応報告公開草案第 62 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い (案)」(2021 年 12 月 24 日公表、2022 年 2 月 24 日コメント期限、以下「実務対応報告公開草案第 62 号」という。)
- (2) 実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い (案)」(2022 年 3 月 15 日公表、2022 年 6 月 8 日コメント期限、以下「実務対応報告公開草案第 63 号」という。)
- (3) 企業会計基準公開草案第 71 号 (企業会計基準第 27 号の改正案)「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準 (案)」等 (2022 年 3 月 30 日公表、2022 年 6 月 8 日コメント期限、以下「企業会計基準公開草案第 71 号等」という。)

【修正国際基準】

該当なし

6. 第 4 項(1)に記載した論点整理並びに前項(1)から(3)に記載した公開草案の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

【論点整理】

適正手続規則	遵守状況
公開での審議 原則として公開 (適正手続規則第 7 条第 1 項)	企業会計基準委員会及び専門委員会は新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行われ、ウェブ会議の傍聴を認めた。
資料の事前送付 原則としておおむね 1 週間前に送付 (適正手続規則第 9 条第 1 項)	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び専門委員会の 2 営業日前から 3 営業日前の送付となった例があった。

適正手続規則	遵守状況
公開草案公表の議決の状況 委員の5分の3以上（適正手続規則第14条第1項）	委員の総数が出席し、出席委員全員の賛成により公表が承認された。
公開草案の公表期間 原則として2ヶ月（適正手続規則第19条第3項）	3月決算企業の決算作業を考慮して約2ヶ月半とした。
公開草案に寄せられた意見の公表 ホームページに公開（適正手続規則第19条第4項）	寄せられた意見を財務会計基準機構のホームページで公開した。

【公開草案】

適正手続規則	遵守状況
公開での審議 原則として公開（適正手続規則第7条第1項）	企業会計基準委員会及び専門委員会は新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行われ、ウェブ会議の傍聴を認めた。
資料の事前送付 原則としておおむね1週間前に送付（適正手続規則第9条第1項）	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び専門委員会の2営業日前から3営業日前の送付となった例があった。
公開草案公表の議決の状況 委員の5分の3以上（適正手続規則第14条第1項）	委員の5分の3以上が出席し、出席委員全員の賛成により公表が承認された。
公開草案の公表期間 原則として2ヶ月（適正手続規則第19条第3項）	実務対応報告公開草案第62号については、公表期間2ヶ月とした。 実務対応報告公開草案第63号及び企業会計基準公開草案第71号等については、3月決算企業の決算作業を考慮して約2ヶ月半とした。

適正手続規則	遵守状況
公開草案に寄せられた意見の公表 ホームページに公開（適正手続規則第 19 条第 4 項）	寄せられた意見を財務会計基準機構のホームページで公開した。

企業会計基準等の公表

7. 本年度中に公表された企業会計基準等は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 改正企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(2021 年 6 月 17 日公表)
- (2) 実務対応報告第 42 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(2021 年 8 月 12 日公表、以下「実務対応報告第 42 号」という。)
- (3) 改正実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(2022 年 3 月 17 日公表、以下「改正実務対応報告第 40 号」という。)

【修正国際基準】

該当なし

8. 前項(1)に関する適正手続の遵守状況については、適正手続規則第 29 条に基づき、重要と認められる企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告（以下、合わせて「企業会計基準等」という。）並びに修正国際基準として以下を選定しており、当該会計基準等の適正手続の遵守状況については個別に報告を行う。

【企業会計基準適用指針】

- 改正企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(2021 年 1 月 18 日公開草案公表、2021 年 6 月 17 日公表、第 20 回適正手続監督委員会（2022 年 1 月 28 日開催）において適正手続の遵守状況を報告し、財務会計基準機構のホームページで公開した。)
9. 第 7 項(2)及び(3)に記載した企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況（公開草案公表以後の状況に限る。）は、以下のとおりである。

適正手続規則	遵守状況
公開での審議 原則として公開（適正手続規則第 7 条第 1 項）	企業会計基準委員会及び専門委員会の審議について、ウェブ会議の傍聴を認めた。
資料の事前送付 原則としておおむね 1 週間前に送付（適正手続規則第 9 条第 1 項）	実務対応報告第 42 号については、準備の都合上、企業会計基準委員会及び実務対応専門委員会の 2 営業日前から 3 営業日前の資料の送付となった例があった。 改正実務対応報告第 40 号については、企業会計基準委員会及び実務対応専門委員会のおおむね 5 営業日前に資料を送付した。
再公開草案の要否に関する審議 （適正手続規則第 19 条第 5 項）	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決の状況 委員の 5 分の 3 以上（適正手続規則第 14 条第 1 項）	委員の総数が出席し、出席委員全員の賛成により公表が承認された。
企業会計基準等の公表に関する賛成状況 [企業会計基準及び修正国際基準] 賛成した委員と反対した委員の Namen を記載 [企業会計基準適用指針及び実務対応報告] 委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載 （適正手続規則第 14 条第 2 項） [企業会計基準等及び修正国際基準] 反対した委員の反対理由を記載	実務対応報告について、企業会計基準委員会の出席委員数及び賛成委員数を記載した。また、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。

(適正手続規則第14条第3項)	
公開草案に寄せられた意見と対応の公表 ホームページに公開（適正手続規則第 19 条第 4 項）	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。

以 上